

請願・陳情參考資料

平成31年2月13日

地域振興部

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
31年-03 (31.2.8)	地域振興	<p>毎月勤労統計をはじめとした基幹統計の正確性の確保と、雇用保険などの付与漏れについて迅速な追加支給を求める意見書の提出について</p> <p>倉吉市 足羽 佑太</p>	<p>1 厚生労働省における不適切な調査とその対応</p> <p>(1) 不適切な調査とその影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成31年1月11日に厚生労働省が、東京都における毎月勤労統計調査において、定められた調査方法ではなく、次のような調査を行っていた旨公表した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「500人以上規模の事業所」は全数調査を行うとしていたところ、平成16年度以降、東京都については抽出調査を行っていた。</li> <li>・東京都の「500人以上規模の事業所」については、平成16年度から平成29年度までの間の集計において必要な復元がなされていなかった。</li> </ul> </li> <li>○この結果、公表される賃金が低めになっている影響により、雇用保険や労働保険等について、延べ2,000万人以上に対して約567億円の支給不足が発生した。</li> <li>○なお、鳥取県においては、定められた調査方法により調査を行っており、公表数値に影響はなかった。</li> </ul> <p>(2) 現在の対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働省では、「特別監察委員会」でこの問題の再検証を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年1月22日に検証結果を公表し、関係者の処分を行ったが、会の中立性に疑義が出されたため、弁護士でつくる事務局を設置して再度検証を行うこととなった。</li> </ul> </li> <li>○また、雇用保険等の追加給付については、次のように実施する旨、公表した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※雇用保険の場合</li> <li>【現在受給されている方】 3月中からお知らせを開始し、支給する。</li> <li>【過去に受給された方】 8月頃からお知らせを開始し、11月頃から支給する。</li> </ul> </li> <li>○統計委員会（総務省）では、基幹統計のみならず一般統計についても点検を行うこととし、新たに「点検検証部会」を設置した。</li> </ul> <p>2 県の取組状況</p> <p>勤労統計調査については、定められた調査方法で実施しており、今後とも調査対象事業所の協力のもと、適切に調査を実施し、正確な統計の公表に努める。</p> <p>また、「特別監察委員会」、「点検検証部会」での検証等の結果、都道府県の調査方法等に変更がある場合は、引き続き適切に調査を実施する。</p>